

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年5月16日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度静岡県衛星画像を活用した盛土監視体制強化業務委託

(2) 業務目的

本業務は、定期観測可能な衛星画像を用いて盛土等あるいは前兆的土地改変を監視・発見し、「発見の遅れ」による対応の難航化等を回避し、かつ職員による現地確認やパトロール等の限界を補完することにより、盛土の崩壊等による災害の防止、生活環境の保全及び盛土等監視体制を抜本的に強化することを目的とする。

(3) 履行期限

令和8年2月27日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、14,000,000円（消費税込み）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けているものであり、かつ、その業務の総合点数が300点の者であること。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受けていること。

(4) 静岡県内に本社又は営業所（入札及び業務委託契約に関する事務等の委任を受けていること。）を有していること。

(5) 以下に示す同種業務について、平成26年4月1日以降に元請けとして完了した実績を有すること。

同種業務：衛星画像解析による調査業務

(6) 以下に示す、ア及びイを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

なお、管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行ない、担当技術者としての評価はしないものとする。

ア 技術士（「建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋」又は「総合技術監理部門：建設一河川、砂防及

び海岸・海洋」)、RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門)

イ 以下に示す同種業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成26年4月1日以降から参加表明書提出日までに完了している業務経験を有し、かつ、入札執行前日以前に3か月以上の雇用関係があること。

同種業務：衛星画像解析による調査業務

- (7) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和7年5月16日(金)の午前9時から令和7年6月2日(月)の午後5時まで

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県ホームページ「入札・業務委託・プロポーザル等(くらし・環境部)」に掲載する。

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukurashi/index.html>>

4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年5月16日(金)から令和7年6月2日(月)の午前9時から午後5時までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出先

〒420-8601静岡県葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課盛土監視機動班

TEL：054-221-2918 FAX：054-221-3553

E-mail：morido110@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで持参若しくは郵送にて提出すること。（令和7年6月2日（月）午後5時までに必着。）郵送の場合は、封筒等の表面に必ず「令和7年度静岡県衛星画像を活用した盛土監視体制強化業務委託プロポーザル参加表明書等」と、明記すること。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が10者を超えた場合は、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」の評価を行い、評価の上位10者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和7年6月4日（水）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和7年6月4日（水）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和7年6月11日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和7年6月12日（木）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課盛土監視機動班まで提出すること。

提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

7 契約予定者を特定するための基準

(1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。

ア 配置予定技術者の技術者資格、業務経験、CPD、当該地域の業務経験及び手持ちの業務量

イ 企業の業務成績、優良業務委託表彰、ISOの取組、地理的条件、災害協定、地域貢献活動及び雇用実績

ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性

エ 上記評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和7年6月16日（月）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

(1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対

象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く。)に対しては、特定されなかった旨と、その理由(特定理由)を書面(非特定通知書)により令和7年6月16日(月)までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和7年6月23日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に書面(様式自由)により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和7年6月25日(水)までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課盛土監視機動班まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

9 その他

(1) 詳細は、「令和7年度静岡県衛星画像を活用した盛土監視体制強化業務委託業務説明書」による。

(2) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 照会窓口は、〒420-8601静岡県葵区追手町9番6号 静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課盛土監視機動班(電話番号054-221-2918)とする。